

**社会福祉法人八王子志成会**  
**役員及び評議員の報酬及び実費弁償等規程**

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人八王子志成会の役員及び評議員の報酬及び実費弁償等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。

(報酬等の額)

第3条 評議員の報酬は別表に定められたとおりとし、評議員会への出席の都度、支給する。ただし、国又は地方公共団体の職と兼務する評議員には支給しない。

2 役員に対しての報酬は別表に定めるとおりとし、理事会及び法人運営のための業務を行ったとき支給する。ただし、施設職員と兼務し給与を受けている役員には支給しない。

3 役員等に対して別表に定める実費弁償を支給する。ただし、交通費の実費が、実費弁償額の額を超える場合には、その実費とする。

4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(報酬等支払方法)

第4条 前条各項に規定する報酬、費用等は現金を持って会議及び業務にあたった日から10日以内に本人に支給する。

附 則

この規程は、平成29年6月23日より適用する。

別表

役職	報酬日額 (一人当たり)	実費弁償	
		交通費	宿泊費等
役員	8,000 円	2,000 円	実費
施設と兼務する役員	0 円		実費
評議員	8,000 円	2,000 円	実費